

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程 平成18年2月6日 18教規程第2号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>(定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一 ハラスメント 差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えることをいう。</p> <p>二 部局 本部、共生科学技術研究院、工学府（工学部を含む。）、農学府（農学部を含む。）、生物システム応用科学府、連合農学研究科、技術経営研究科、図書館、大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター、放射線研究室、<u>女性キャリア支援・開発センター</u>、女性未来育成機構、キャリアパス支援センター、学生活動支援センター及びアグロイノベーション高度人材養成センターをいう。</p> <p>第4条～第26条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>(定義) 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。</p> <p>一 ハラスメント 差別意識に基づき、あるいは権力関係を用いて不適切な言動を行い、これによって相手に精神的・身体的な面を含めて、修学・研究や職務遂行に関連して不利益や損害を与えることをいう。</p> <p>二 部局 本部、共生科学技術研究院、工学府（工学部を含む。）、農学府（農学部を含む。）、生物システム応用科学府、連合農学研究科、技術経営研究科、図書館、大学教育センター、産官学連携・知的財産センター、国際センター、保健管理センター、総合情報メディアセンター、学術研究支援総合センター、科学博物館、環境安全管理センター、放射線研究室、<u>女性未来育成機構</u>、キャリアパス支援センター、学生活動支援センター及びアグロイノベーション高度人材養成センターをいう。</p> <p>第4条～第26条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	

附 則（21教規程第5号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。